

甲斐市文化協会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、甲斐市文化協会（以下「本会」という。）と称し、事務局を甲斐市教育委員会に置く。

(目的)

第2条 本会は、芸術文化団体相互の連携により活動を推進し、市民文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 構成団体の育成
- (2) 出版、講演、展覧、演奏、講座、その他の文化活動
- (3) 文化の啓蒙宣伝と文化活動の奨励
- (4) 会員及び市民の認識を深め、意欲を高めるための文化祭の開催
- (5) その他、本会の目的に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、甲斐市民の文化団体をもって組織する。

2 加入団体に関する事項は別に定める。

(加入及び脱退)

第5条 団体の加入及び脱退は理事会の承認を必要とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 理事 若干名（うち常任理事 若干名）
- (7) 監事 2名

2 前各号のほか、理事会の推薦により顧問を置くことができる。

(選出)

第7条 本会の役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、会計は、理事の中から選出し総会で承認を得る。
- (2) 常任理事は会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計で構成する。
- (3) 監事は理事会で選出し、総会で承認を得る。
- (4) 理事は各専門部長をもって充て、総会で承認を得る。

2 事務局次長は会員の中から選出することができる。但し総会で承認を得る。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して、会務を総理する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する
- (3) 事務局長、事務局次長は本会の事務を処理する
- (4) 常任理事は理事会、総会等に関する重要事項を審議する
- (5) 理事は理事会を構成し本会の重要事項を審議する
- (6) 会計は本会の会計を処理する
- (7) 監事は会計を監査する

(部組織)

第10条 本会に次の部を置き、各部ごとに部長、副部長を置く。

- | | | | |
|----------------|------------|-------------|--------------|
| (1) 囲碁部 | (2) オカリナ部 | (3) 押花部 | (4) 絵画部 |
| (5) 華道部 | (6) 歌謡部 | (7) かるた部 | (8) 器楽部 |
| (9) 菊花部 | (10) 郷土研究部 | (11) 刻字部 | (12) コーラス部 |
| (13) 茶道部 | (14) 三曲部 | (15) 詩吟部 | (16) 社交ダンス部 |
| (17) 写真部 | (18) 将棋部 | (19) 書道部 | (20) 水墨画部 |
| (21) ズンバ部 | (22) 川柳部 | (23) 大正琴部 | (24) 短歌部 |
| (25) 地域文化研究部 | (26) 陶芸部 | (27) 俳句部 | (28) パッチワーク部 |
| (29) ハートカービング部 | (30) 舞踊部 | (31) フラダンス部 | (32) 文学部 |
| (33) 盆栽部 | (34) 民謡部 | (35) 朗読部 | |

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、常任理事会、理事会とし、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は年1回開催し、予算決算の承

認、会則の変更、事業計画、役員承認、その他必要な事項を決定する。臨時総会は理事会の議を経て随時開催する。

- 3 緊急止むを得ない場合は、理事会をもって総会にかえることができる。但し、この場合、次期総会に報告し承認を得なければならない。
- 4 会議はすべて会長が議長となり、議事は出席者の過半数で決定し、可否同数の時は議長がこれを決定する。但し、総会の議長は別に選出する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他を以ってこれに充てる。

(会費)

第13条 前条の規程による会費は、年額1人500円とし、年度上半期までに会員名簿を添えて納入するものとする。

- 2 納入された会費は、いかなる場合も返還しないものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成16年11月28日から施行する。
- 2 この会則の施行後、最初に就任する役員任期は第8条の規程にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 3 平成17年4月28日一部改正
- 4 平成20年4月25日一部改正
- 5 平成22年4月27日一部改正
- 6 平成23年4月26日一部改正
- 7 平成24年4月25日一部改正
- 8 平成26年4月25日一部改正
- 9 平成28年4月27日一部改正